

# 第1章

# 基本的事項

# 第1章 基本的事項

## 1 策定の趣旨

三重県は、1999年（平成11年）3月、本県の教育を推進するための指針として「三重県教育振興ビジョン」（計画期間：1999～2010年度）を策定し、4次にわたる推進計画に沿って、数値目標を示しながら具体的な施策を展開してきました。少人数教育の推進、入学者選抜制度の改善等の積極的な取組を積み重ねた結果、子どもたちの満足度や学校教育に対する県民の満足度が向上するなど、一定の成果につながっています。

しかしながら、今、時代は激動期を迎え、教育をめぐる課題もますます複雑・多様化しつつあります。子どもたちの学力・体力、社会性、規範意識等に課題が見られ、その背景として家庭や地域の教育力の低下が社会全体の問題として取り上げられるようになってきました。いじめや不登校などの問題は依然として解消せず、子どもが巻き込まれる犯罪や事故も多く発生しています。外国人児童生徒や特別支援教育の対象となる子どもたちの急速な増加により、これまでの社会や教育のあり方に関する課題も顕在化しており、的確な対応が必要となっています。

また、少子化・高齢化・核家族化の進行、国際化・グローバル化の進展、環境・資源問題の深刻化、高度情報化とそれに伴う有害情報の氾濫、経済社会構造の変化など、さらなる時代変化に対応した新しい取組が求められています。

こうしたことから、三重県は、これから時代における教育の総合的かつ計画的な推進を図るために、中長期的視点にたち、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す新しい指針として、このビジョンを策定しました。

## 2 位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

## 3 計画期間

今後10年先を見据えた教育の目指すべき姿とともに、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間に取り組む施策を示します。

## 4 対象範囲

ビジョンの対象範囲は、次のとおりとします。

- ① 三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること
- ② 上記①と密接な関係を有し、三重県教育委員会が、他部局との連携はもとより、「新しい時代の公」<sup>\*1</sup> の観点から、市町、民間企業、NPO、県民など多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野（例：家庭・地域の教育力向上）

## 5 ビジョンとしての性格

このビジョンは、中長期的な視点から本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す基本指針です。

また、このビジョンは、本県の学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための拠り所となるものであり、市町に対しては、県と連携した施策の推進を期待し、保護者や地域住民等に対しては、本県教育の基本方向への理解と教育活動への積極的な参画を期待するものです。



\*1 新しい時代の公：行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなと一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくろうとする考え方。

# 6

# 全体構成

このビジョンは、4章構成としており、第2章の総論、第3章の各論で主要部分を構成しています。各章の記述内容については以下のとおりです。

## 第1章 基本的事項

ビジョンの策定趣旨、位置づけ、計画期間、対象範囲など、ビジョンの基本的な事項について記述しています。

## 第2章 総 論

今後10年先を見据え、本県の教育が目指すべき方向を「基本理念」および「子どもたちに育みたい力」として示すとともに、その実現に向けた7つの「基本方針」、6つの「基本施策」を明らかにしています。

## 第3章 各 論

6つの「基本施策」のもとに32の「施策」を明示し、それぞれの「施策」において、10年先を見据えた「基本的な考え方」、および5年間における「今後の基本的な取組方向」、「主な取組内容」を示しています。

## 第4章 ビジョンの実現に向けて

ビジョンの実現に向けた、多様な主体との協働・連携や進行管理について記述しています。



## ビジョン体系（イメージ図）

### 基本理念

私たちちは子どもたちを信じ  
学校・家庭・地域が一体となって  
子どもたちの大きいなる可能性を引き出し  
その輝く未来づくりに向けて取り組みます  
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

### 『子どもたちに育みたい力』

#### (A)自立する力(輝く未来を拓く力)

- ◎学ぶ力
- ◎自主性
- ◎意欲・夢を描く力
- ◎自信・自尊心・自己肯定感
- ◎健康・体力
- ◎勤労観・職業観
- など

#### (B)共に生きる力(共に生きる未来を創る力)

- ◎人権を尊重する意欲・態度
- ◎自他の命を尊重する心
- ◎社会性・コミュニケーション力
- ◎規範意識 ◎公共性・社会参画意識
- ◎感謝と思いやりの心 ◎感動する心
- ◎三重を愛する心
- など

### 基本施策

- 1 学力と社会への参画力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 信頼される学校づくり
- 5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
- 6 社会教育・スポーツの振興

### 基本方針

- (1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います
- (3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります
- (6) 郷土の教育資源を生かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

